

事 務 連 絡  
令和 6 年 4 月 23 日

各都道府県住宅・建築主務課 御中  
各指定都市住宅・建築主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

所管行政庁管内で省エネ適判機関が実施する省エネ適判の件数推計ツールの配布について

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）により、令和 7 年 4 月 1 日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることとなっています。

この度、国土交通省では、改正法による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「省エネ適判機関」という。）において見込まれる、建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の件数及び指定確認検査機関における確認済証交付件数を基に、各所管行政庁管内で省エネ適判機関が行う省エネ適判件数を推計することができるツールを作成したところです。

所管行政庁におかれては、当該ツール等も参考に、改正法の施行日から、貴管内における省エネ適判の事務が滞りなく円滑に運用されるよう、実施体制の整備等に努めていただきますようお願いいたします。なお、所管行政庁管内で想定される建築確認の件数から、所管行政庁管内で省エネ適判機関が行う省エネ適判件数を除くことで、所管行政庁が行う省エネ適判件数を推計することも可能と考えられます。

都道府県におかれましては、管内の所管行政庁に対しても、この旨を周知いただくとともに、省エネ適判の事務の円滑な執行の確保が困難であることが判明した場合は、必要な体制を確保するよう、お願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 佐々木  
TEL : 03-5253-8111（内線 39-464）